

令和元年度

議案第5号

棚倉町簡易水道事業特別会計補正予算書

福島県棚倉町

議案第 5 号

令和元年度棚倉町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和元年度棚倉町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,921 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 45,308 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 2 年 3 月 4 日 提出

棚倉町長 湯 座 一 平

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		12,451	△1,091	11,360
	1 使用料	12,447	△1,091	11,356
2 繰入金		25,510	941	26,451
	1 繰入金	25,510	941	26,451
4 諸収入		298	△271	27
	2 雑入	297	△271	26
5 町債		10,700	△3,500	7,200
	1 町債	10,700	△3,500	7,200
歳入	合計	49,229	△3,921	45,308

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道費		27,146	△3,517	23,629
	1 簡易水道管理費	27,146	△3,517	23,629
2 簡易給水施設費		2,619	△404	2,215
	1 戸中給水施設管理費	2,619	△404	2,215
歳出	合計	49,229	△3,921	45,308

第 2 表 地 方 債 補 正

(1) 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
簡易水道施設 整備事業	千円 10,700	証書借入	5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合においては、利率の見直しを行った後の利率)	40年以内(内据置5年以内)。ただし町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 7,200	証書借入	5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合においては、利率の見直しを行った後の利率)	40年以内(内据置5年以内)。ただし町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
計	千円 10,700				千円 7,200			